

## 日本公庫資金円滑化貸付事業について

平成23年5月2日23経営第269号 農林水産省経営局長通知  
改正平成23年11月21日23経営第2222号  
平成24年4月6日23経営第3562号  
平成25年4月1日24経営第3672号  
平成26年3月28日25経営第3793号  
平成27年4月9日26経営第3172号  
平成28年3月30日27経営第3358号  
平成28年5月9日28経営第474号  
平成29年3月31日28経営第3061号  
平成30年3月30日29経営第3417号  
平成30年11月7日30経営第1710号  
平成31年3月29日30経営第3001号  
令和2年1月30日元経営第2475号  
令和2年3月10日元経営第2907号  
令和2年3月30日元経営第3174号  
令和2年4月30日2経営第187号  
令和2年6月12日2経営第741号  
令和2年7月31日2経営第1224号  
令和2年8月25日2経営第1245号  
令和3年2月12日2経営第2867号  
令和3年3月29日2経営第3116号  
令和3年6月16日3経営第900号  
令和3年12月20日3経営第1983号  
令和4年3月31日3経営第3166号  
令和4年4月26日4経営第299号  
令和4年9月30日4経営第1603号  
令和5年3月31日4経営第3164号  
令和6年1月25日5経営第2434号  
令和6年3月29日5経営第3171号  
令和6年10月25日6経営第1661号  
令和7年3月31日6経営第3251号  
令和8年3月31日7経営第3034号  
令和8年4月7日8経営第39号

### I 東日本大震災に係る貸付事業について

#### 第1 目的

東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により、農業者等に甚大な被害が発生しており、今後、経営を継続・再建するためには、農業用施設・機械等の復旧や再取得等に必要な資金の円滑な調達が必要となっている。

しかしながら、東日本大震災により著しい被害を受けた農業者等（「被害農業者等」という。以下Iにおいて同じ。）においては、主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受け亡失しており、融資対象物件担保以外の担保の確保が困難な状況であり、資金の円滑な融通が行われ難いケースもみられるところである。

また、東日本大震災により著しい被害を受けた農業法人（以下「被害農業法人」という。）については、滅失した資産に係る既往債務が残ることによる自己資本の減少に加え、経営再開に必要な資金を通常の長期借入で調達した場合、自己資本比率がさらに低下してしまうことから、民間金融機関からの資金調達が困難になる等、迅速な経営再開に支障を来すことが懸念される。

このような事態に対応して、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、

- (1) これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、実質無担保・無保証人貸付（融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求する貸付けをいう。以下同じ。）を措置することで、被害農業者等の速やかな復旧・復興のために必要な資金の円滑な融通を図るとともに、
- (2) 被害農業法人に対し、金融検査上自己資本とみなし得る完全無担保・無保証人貸付（資本性を確保するため、新たに融資対象物件に対する抵当権設定その他いかなる担保も徴求せず、かつ、同一経営の範囲内の者その他いかなる保証人も徴求しない貸付けをいう。第2の2(4)の資金に限る。）を措置することで、被害農業法人の財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達の円滑化等を図り、もって迅速な経営再開を支援することとする。

## 第2 事業内容

### 1 対象者

第1(1)及び(2)の措置（「本措置」という。以下Iにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、地震に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村若しくは葛尾村又は相馬郡飯舘村にほ場、事業所その他の事業拠点を有する被害農業者等で、東日本大震災により、その主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難い場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。以下「被災農業者」という。）であって、次のいずれかの要件を満たす原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者とする。なお、(2)の農業経営の再開時期及び年間売上額の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

- (1) 東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開していない者又は再開後2年を経過していない者
- (2) 東日本大震災の前から農業経営を継続している者又は東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開した者であって、東日本大震災後の各年における年間売上額が東日本大震災前の直近年の年間売上額の9割に達していない者（東日本大震災の影響により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた事業用資産（以下「被災事業用資産」という。）について、農地等の災害復旧が完了していない等農業者の責めに帰すことができない事由により、被災事業用資産を復旧することが困難であった者又は経営再建に必要な事業用資産の取得をすることが困難であった者であって、被災事業用資産の復旧又は経営再建に必要な事業用資産の取得を行おうとする者に限る。）

## 2 貸付金の使途

本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、(2)、(4)及び(5)の資金においては、国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金（以下「補助残融資資金」という。）については、原則として本措置の対象外とするが、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付等要綱（令和8年4月1日付け7農産第5031号農林水産事務次官依命通知）第5第1項第3号に定める事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象にするものとする。

- (1) 被災農業者に対して融通される農林漁業セーフティネット資金（農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金（ただし、農業を営む者に貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）。
- (2) 被災農業者（地震の影響による損害を受けたことの証明を市町村長等から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）に限る。(3)において「地震被災農業者」という。）に対して融通される農林漁業施設資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号の下欄のニ及びナの資金（ただし、農業を営む者に貸し付けられるものに限る。）、同法別表第1第8号の下欄のネの資金（ただし、農業を営む者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農業の振興を目的とするものを含む。）に貸し付けられるものに限る。）並びに獣医療法（平成4年法律第46号）第15条第1項の資金をいう。以下同じ。）。ただし、農業を営む者に貸し付けられるものに限る。
- (3) 地震被災農業者に対して融通される農業基盤整備資金（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のイ及びネの資金をいう。以下同じ。）。ただし、農業を営む者に貸し付けられるものに限る。
- (4) 被災農業者に対して融通される農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。）第3に定める

資金をいう。)

- (5) 被災農業者に対して融通される経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知。）第2に定める資金をいう。)

### 3 貸付条件

本措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。

### 4 貸付方式

本措置に係る貸付けは、公庫又は同公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。

### 5 貸付対象期間

本措置に係る貸付対象期間は、地震の後（平成23年3月11日）から令和9年3月31日までとする。

## 第3 その他

- (1) 本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、これに見合う貸倒償却財源を確保するため、国は公庫に対し出資金の交付を行うこととするが、本措置による貸倒償却額は当該出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。
- (2) 被災農業者である被害農業法人に対して融通される完全無担保・無保証人貸付については、本通知に定めるところによるほか、農業経営基盤強化資金の資本金融資制度について（平成23年11月21日付け23経営第2223号農林水産省経営局長通知）に定めるところによるものとする。

## II コロナ禍におけるウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等に係る貸付事業について

### 第1 目的

コロナ禍におけるウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、農業者の経営に甚大な影響が発生しており、今後、経営の継続・再建に必要な資金の円滑な調達が必要となっている。

このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、実質無担保・無保証人貸付を措置することで、コロナ禍におけるウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた農業者の経営の継続・再建に必要な資金の円滑な融通を図ることとする。

### 第2 事業内容

#### 1 対象者

第1の措置（「本措置」という。以下IIにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、コロナ禍におけるウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、現に農業粗収益、所得率又は純利益額が前期に比して悪化していることを公庫において確認できた者とする。

## 2 貸付金の使途

本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農林漁業セーフティネット資金
- (2) 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱第2のⅡに定める資金に限る。）

## 3 貸付条件

本措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。

## 4 貸付方式

本措置に係る貸付けは、公庫又は公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。

## 5 貸付対象期間

本措置に係る貸付対象期間は、令和4年4月26日から令和9年3月31日までとする。

## 第3 その他

本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、これに見合う貸倒償却財源として、国が平成10年度から13年度及び平成17年度に支出した農林漁業金融公庫出資金の一部並びに平成20年度に支出した株式会社日本政策金融公庫出資金の一部を原資とすることとするが、本措置による貸倒償却額は当該出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。

## Ⅲ 令和6年能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨に係る貸付事業について

### 第1 目的

令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）及び能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの同月23日までの間の豪雨（以下「能登半島豪雨」という。）により、農業者等に甚大な被害が発生しており、今後、経営を継続・再建するためには、農業用施設・機械等の復旧や再取得等に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。

しかしながら、能登半島地震又は能登半島豪雨により著しい被害を受けた農業者等（「被害農業者等」という。以下Ⅲにおいて同じ。）においては、主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受け亡失しており、融資対象物件担保以外の担保の確保が困難な状況であり、資金の円滑な融通が行われ難いケースの発生が見込まれているところである。

このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、実質無担保・無保証人貸付を措置することで、被害農業者等の速やかな復旧のために必要な資金の円滑な融通を図ることとする。

### 第2 事業内容

#### 1 対象者

第1の措置（「本措置」という。以下Ⅲにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、被

害農業者等で、能登半島地震又は能登半島豪雨により、その主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けた者とする。

## 2 貸付金の使途

本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、補助残融資資金については、原則として本措置の対象外とするが、災害復旧に係る事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象にするものとする。

- (1) 農林漁業セーフティネット資金
- (2) 農林漁業施設資金
- (3) 農業基盤整備資金
- (4) 農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱第3に定める資金（同要綱第3の2の（7）に定める資金を除く。）をいう。）
- (5) 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱第2のIに定める資金をいう。）

## 3 貸付条件

本措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。

## 4 貸付方式

本措置に係る貸付けは、公庫又は同公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。

## 5 貸付対象期間

本措置に係る貸付対象期間は、令和6年1月1日から令和9年3月31日までとする。

## 第3 その他

本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、これに見合う貸倒償却財源として、国が平成10年度及び平成17年度に支出した農林漁業金融公庫出資金の一部並びに平成20年度に支出した株式会社日本政策金融公庫出資金の一部を原資とすることとするが、本措置による貸倒償却額は当該出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。

附 則（平成24年4月6日23経営第3562号）

この通知は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日24経営第3672号）

この通知は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日25経営第3793号）

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月9日26経営第3172号）

この通知は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日27経営第3358号）  
この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月9日28経営第474号）  
この通知は、平成28年5月9日から施行する。

附 則（平成29年3月31日28経営第3061号）  
この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日29経営第3417号）  
この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月7日30経営第1710号）  
この通知は、平成30年11月7日から施行し、平成30年6月28日から適用する。

附 則（平成31年3月29日30経営第3001号）  
この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月30日元経営第2475号）  
この通知は、令和2年1月30日から施行し、令和元年10月10日から適用する。

附 則（令和2年3月10日元経営第2907号）  
この通知は、令和2年3月10日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和2年3月30日元経営第3174号）  
この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月30日2経営第187号）  
この通知は、令和2年4月30日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和2年6月12日2経営第741号）  
この通知は、令和2年6月12日から施行する。

附 則（令和2年7月31日2経営第1224号）  
この通知は、令和2年7月31日から施行し、令和2年7月3日から適用する。

附 則（令和2年8月25日2経営第1245号）

この通知は、令和2年8月25日から施行し、令和2年7月3日から適用する。

附 則（令和3年2月12日2経営第2867号）

この通知は、令和3年2月13日から施行する。

附 則（令和3年3月29日2経営第3116号）

1. この通知は、令和3年4月1日から施行する。
2. この通知の施行の日前に、日本公庫資金円滑化貸付事業についてのIの第2の1に規定する者に対して貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第2の5の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月16日3経営第900号）

この通知は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年12月20日3経営第1983号）

この通知は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日3経営第3166号）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月26日4経営第299号）

この通知は、令和4年4月26日から施行する。

附 則（令和4年9月30日4経営第1603号）

この通知は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日4経営第3164号）

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月25日5経営第2434号）

この通知は、令和6年1月25日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日5経営第3171号）

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月25日6経営第1661号）

この通知は、令和6年10月25日から施行し、令和6年9月20日から適用する。

附 則 （令和 7 年 3 月 31 日 6 経営第 3251 号）

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 8 年 3 月 31 日 7 経営第 3034 号）

この通知は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 8 年 4 月 7 日 8 経営第 39 号）

1. この通知は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。
2. この通知の施行の日前に、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 4 農産第 2951 号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通される補助残融資資金については、なお従前の例による。